



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

659	生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)..... 1
660	生活保護法による介護機関の指定	(")..... 1
661	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 2
662	職業訓練指導員試験の実施	(労働政策課)..... 2
663	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 4
664	"	(")..... 4

○ 公安委員会告示

49	遊泳区域の指定	 4
----	---------	---------

告 示

和歌山県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋葉新 55-08	さくら薬局橋本高野口店	橋本市高野口町名古曾916-4	令和 8. 5. 1
田医新 97-08	うちしばレディースクリニック	田辺市東山二丁目27-26	令和 8. 5. 1
伊葉新 26-08	さくら薬局伊都笠田東店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	令和 8. 5. 1
伊葉新 27-08	さくら薬局伊都九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンプラク ミン1F	令和 8. 5. 1

和歌山県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開設者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
社会福祉法人光栄会	紀の川市麻生津中1279	栄寿苑ファミリーデイサービス	紀の川市打田1481-2	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	令和 8. 3. 1
株式会社ゆうあいメディカル	岩出市川尻54-1	ゆうあい薬局	岩出市川尻54-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 8. 4. 1
医療法人陽旦会	西牟婁郡上富田町朝来1338-3	中井・丸岡医院	西牟婁郡上富田町朝来1338-3	居宅療養管理指導	令和 8. 5. 1

和歌山県告示第661号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年7月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 238	AYUMI SMILE事業所	橋本市高野口町 名古屋180-3	就労継続支援 B型	身体障害者（ 肢体不自由者 又は内部障害 者に限る。） 精神障害者 知的障害者	株式会社AYUMI SMILE	橋本市高野口町 伏原53-7	令和 8. 7. 1

和歌山県告示第662号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年7月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 試験実施職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表第11の免許職種欄に掲げる全ての免許職種

2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）

3 試験日時及び場所

(1) 日時 令和8年9月26日（土）午後3時から

(2) 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ3階 第1会議室、第2会議室及び第3会議室
和歌山市北出島一丁目5番47号
電話番号 073-425-3335

4 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

（イ）規則第45条の2第2項又は第3項に規定する者であること。

イ 規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

(2) (1) の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 本人確認書類（運転免許証の写し等）

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書及び受験票（控）に貼付すること。）

オ 85円郵便切手 1枚（受験票の所定の欄に貼付）

カ 受験資格を証する書面（修了証明書、実務経験証明書等）

キ 4 (1) イに該当することを証する書面の写し

(2) 受験手数料

3,100円（和歌山県証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。）

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期間

令和8年8月3日（月）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によるものとし、令和8年8月21日（金）までの消印があるものを有効とする。）

(4) 書類の提出先

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

(6) 全免除者の受験手続

ア 規則第46条の規定により実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、(3) の書類の提出期間にかかわらず、いつでも受理することとし、当該申請を受理した場合は、受験票は送付しない。

イ 全免除者は、受験の手続と併せて法第28条第3項の職業訓練指導員免許の申請（以下「免許申請」という。）を行うことができる。この場合において、全免除者は、(1) の受験申請に必要な書類及び全免除者であることを証する書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書を提出するものとする。

ウ 免許申請に係る手数料の納付については、和歌山県証紙2,300円を職業訓練指導員免許申請書に貼り付けるものとする。

6 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

7 合格発表

令和8年10月9日（金）に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

なお、全免除者である受験者には、合否の通知のみ行う。

8 その他

(1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域づくり部地域づくり課、和歌山県立和歌山産業技術専門

学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会で交付する。

- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手180円分を同封の上、郵送により労働政策課に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2802）に問い合わせること。

和歌山県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年7月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年7月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第49号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和8年7月14日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年7月18日から同年8月23日まで